

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 6 号
件 名	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金について、Aランクはプラス41円、Bランクはプラス40円、Cランクはプラス39円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。新潟地方最低賃金審議会では、Bランクに1円加算の41円とし931円としました。しかしながら、最高額の東京都とは182円もの格差があります。また、関東甲信越、北陸の13都県中最下位です。とても納得できるものではありません。</p> <p>急激な物価高騰の中、最低賃金近傍で働く労働者からは、これでは暮らしていけないと悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。私たちが取り組んできた最低生計費試算調査によると、全国どこでも時給1,500円以上、最近の調査では1,700円が必要であることが明らかになりました。</p> <p>最低賃金が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況を基に最低賃金の額が決められ、低いままとなります。最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国一律最低賃金に法改正することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 文教経済常任委員会
受 理	令和6年2月19日 第749号

私たちは格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度にすることを求めています。最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を欠かすことができません。最低賃金決定の3要素のうち、事業の支払い能力を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置を、国の責任として法律に明記すべきです。最低賃金法を改正し、全国一律1,500円以上を実現することで、誰でも、どこでも普通に働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、人口減少に歯止めをかけることができます。

つきましては、下記の項目の早期実現を求め、意見書を政府関係機関に提出していただくよう陳情いたします。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 1 政府は、地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 1 政府は、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ること。